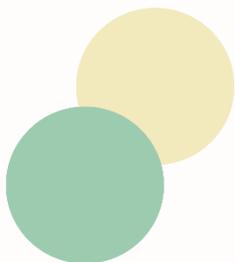


江東区

パートナーシップ・

ファミリーシップ宣誓制度

利用の手引き



令和 7(2025)年 7月



江東区

目次

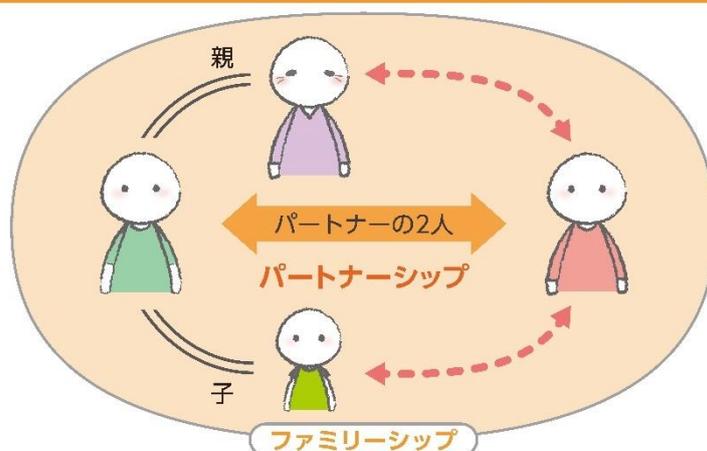
受領証明書等交付までの流れ.....	2
制度を利用できる方	3
届出に必要な書類	4
区から交付する書類(受領証明書等)	6
その他の手続き(再交付等).....	7
受領証明書の取り消し.....	9
定期連絡について	9
Q&A	10

江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ宣誓制度(以下、「本制度」という)とは、性別等にかかわらず、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した2人によるパートナーシップの宣誓の届出を区が受領し、受領証明書及び受領証明カード(以下、「受領証明書等」という)を交付するものです。

ファミリーシップ宣誓制度は、パートナーシップ宣誓した2人にお子様や親御様がいらっしゃる場合に、併せて証明できる制度です。

パートナーシップ・ファミリーシップ イメージ図



受領証明書等交付までの流れ

要件等の確認・書類の準備

宣誓届出日程の予約

第1希望～第3希望までお示ください。1週間程度で受付日時を決定し、ご連絡いたします。

予約枠: ①9時～ ②10時～ ③11時～ ④14時～ ⑤15時～ ⑥16時～

※ 予約は、ご希望日時の1か月前から3開庁日前まで受け付けます。

※ 毎月第2・4月曜日は施設休館日のため、予約できません。

予約方法

1. オンラインフォーム(右記二次元コードよりアクセスできます)
2. 電話 (江東区 総務部人権推進課 男女共同参画係 TEL: 03-3647-1163)
(電話受付時間: 平日 9時～17時)



パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓

予約した日時に、必要書類をご持参のうえ、必ず申し込みされたパートナーのお二人でお越しください。

宣誓書の記入・書類提出・本人確認等を行います。所要時間は1時間程度です。

場所: 江東区総務部人権推進課(男女共同参画推進センター(パルシティ江東)2階)

※手続きは個室で行います。

※ファミリーシップ宣誓するご家族の方(親または子)の来所は必要ありません。

お二人とも区内在住の場合

一方または双方が
3か月以内に江東区に転入予定の場合

転入後、住民票の提出(窓口または郵送)

江東区へ転入後、住民票の写し等を提出してください。

※窓口提出・交付の場合、上記「日程の予約」と同様にご予約ください。

受領証明書・受領証明カードの交付

要件を満たしていることが確認できたのち、受領証明書等を交付します。

※お二人とも区内在住の場合、原則として即日交付。

制度を利用できる方

本制度を利用できるのは、以下の要件をすべて満たしている方です。

パートナーシップ宣誓制度

- ① パートナーシップにあること
- ② 双方が成年に達していること
- ③ 双方が婚姻をしていないこと(ただし、双方が国外において同性同士で婚姻している場合を除く。)
- ④ 双方がパートナーの相手方以外とパートナーシップにないこと
- ⑤ 双方が近親者(直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族)の関係でないこと(パートナーシップに基づく養子縁組による場合を除く。)
- ⑥ 住所について、次のいずれかに該当すること
 - (ア) 双方とも江東区内に居住している
 - (イ) 一方が江東区内に住所を有し、かつ、もう一方が区内への3か月以内の転入を予定している
 - (ウ) 双方とも江東区内への3か月以内の転入を予定している
- ⑦ 過去に本制度における取消しを受けたことがないこと

※外国籍の方も対象となります。

※区内在住であれば、別居していても対象となります。

※区内在学・在勤者は対象となりません。

ファミリーシップ宣誓制度

上記パートナーシップにある方とその双方または一方の子(生計を同一とする未成年の実子・養子)または親(実親、養親)

※上記子または親は区内居住である必要はありません。

届出に必要な書類

1. 公正証書の正本または謄本

- 詳細は「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 公正証書作成の手引き」をご確認の上、ご準備ください。

2. 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

- 3か月以内に発行された、マイナンバーの記載がないものをお持ちください。
- 1人1通ずつご提出ください。
 - 同一世帯の場合、お2人分の情報が記載された1通をご提出ください。
- 一方または双方が3か月以内に江東区への転入を予定している場合は、届出時点での住民票を提出し、転入後に改めて住民票をご提出ください。

3. 戸籍謄本または抄本

- 3か月以内に発行されたものを1人1通ずつご提出ください。

4. 本人確認書類（提示のみ）

「氏名および住所」または「氏名および生年月日」の記載があるものをご用意ください。

1点の提示で足りるもの	2点以上の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none">・ マイナンバーカード・ 運転免許証・ 旅券(パスポート)・ 国または地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証、登録証明書等(本人の顔写真が貼付されたものに限る)・ 在留カードまたは特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none">・ 健康保険証・ 資格確認書・ 介護保険被保険者証・ 国民年金手帳・ 学生証、法人が発行した身分証明書(※)・ 国または地方公共団体が発行した資格証明書(※) <p>(※)の書類は本人の顔写真が貼付されたものに限ります。また、これらの書類のみが2点以上あっても確認できませんのでご注意ください。</p>

ファミリーシップを宣誓する場合

上記の書類に加え、下記の書類をご提出ください。

- 江東区ファミリーシップ宣誓書に関する同意書(第3号様式)
 - **氏名は自署してください。**
 - 記載する親族の方が15歳未満の場合は提出不要です。
- 近親者等である事実が確認できる書類(戸籍謄本・抄本など。3か月以内に発行されたものに限る。)
 - 上記「2. 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書」もしくは「3. 戸籍謄本または抄本」でパートナーシップの方との関係が確認できる場合、不要です。

通称名の使用を希望する場合

受領証明書等に通称名を記載することができます。

希望される場合は、前ページの書類に加え、通称名を日常的に使用していることが確認できる書類(以下のうち有効期限内のもの)を、2点以上提示してください(少なくとも1点は6か月以上使用していること)。

- ① 在職証明書等又は社員証
- ② 在学証明書又は学生証
- ③ 社会保険証
- ④ 年金手帳
- ⑤ 公共料金の領収書
- ⑥ 通帳

※ 外国人住民の住民票への通称記載とは異なるものです。本制度で通称名を使用しても、住民票には記載されません。

外国籍の方へ

「4. 戸籍謄本または抄本」の代わりとして、以下の書類が必要となります。

- 外国の官憲(在日本大使館等)が発行する婚姻要件具備証明書等、独身であることを証明する書類
- 上記の証明書についての日本語の翻訳文

詳しくは、自国の在日本大使館にお問い合わせください

パートナーシップ宣誓書(第1号様式)・ファミリーシップ宣誓書(第2号様式)について

これらの書類は、届出日に来所した際にご記入いただけます。事前に記入する場合、氏名は自署してください(様式は区ホームページからダウンロードできます。)

別記第1号様式(第5条関係)

年 月 日

江東区長 殿

江東区パートナーシップ宣誓書

私たちは、江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例第9条の2に基づき江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する規則第5条第1項の規定により、以下のとおりパートナーシップを宣誓します。

(氏名)	(氏名)
(通称)	(通称)
(生年月日) 年 月 日	(生年月日) 年 月 日
(住所) 市	(住所) 市
(転入後の住所)	(転入後の住所)

別記第2号様式(第5条関係)

年 月 日

江東区長 殿

江東区ファミリーシップ宣誓書

私たちは、江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例第9条の2に基づき江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する規則第5条第1項の規定により、以下のとおりファミリーシップを宣誓します。

パートナーシップにある者

(氏名)	(氏名)
(通称)	(通称)
(生年月日) 年 月 日	(生年月日) 年 月 日
(住所) 市	(住所) 市
(転入後の住所)	(転入後の住所)

ファミリーシップにある者(子又は親)

(氏名)	(氏名)
(通称)	(通称)
(生年月日) 年 月 日	(生年月日) 年 月 日
(氏名)	(氏名)
(通称)	(通称)
(生年月日) 年 月 日	(生年月日) 年 月 日

その他の手続き(再交付等)

- 各種様式は、区ホームページからダウンロードいただけます。
- 本項に記載の手続きは、手続き方法を**来所・郵送**からお選びいただけます。

来所の場合

事前予約が必要です。以下のいずれかで予約を行ってください。

1. オンラインフォーム(右記二次元コードよりアクセスできます)
2. 電話(江東区 人権推進課 男女共同参画係 TEL: 03-3647-1163)
(受付時間:平日 9時~17時)



※ パートナーシップ関係にある方お一人でお手続き可能です。

郵送の場合

- 送付先: 〒135-0011 東京都江東区扇橋 3-22-2 江東区人権推進課男女共同参画係 行
- 追跡可能な方法でお送りください。
- 本人確認書類は、写しを送付してください。
- 受領証明書等の再交付および記載事項の変更については、
別途**簡易書留郵便返信用の切手(490円分)**を同封してください。
(郵便料金の改定により切手の額面が変更になる場合があります。詳しくは発送前にお問い合わせください。)

受領証明書等の再交付

受領証明書等を紛失、毀損または汚損した場合、再交付の申請ができます。

必要書類

1. 交付済みの受領証明書・受領証明カード(汚損・毀損した場合)
2. 江東区パートナーシップ・ファミリーシップ受領証明書等再交付申請書(第8号様式)
3. 本人確認書類(p.4 参照)

記載事項に変更があった場合

以下の場合、受領証明書等の記載事項の変更が必要です。

- 氏名、住所、連絡先に変更があったとき
- 通称名を変更・追加するとき
- 既に宣誓したファミリーシップに新たな親族を加えるとき
- 宣誓者の一方が死亡した場合であっても、ファミリーシップを継続するとき
- ファミリーシップの宣誓をした親族がファミリーシップを解消するとき

必要書類

1. 交付済みの受領証明書・カード(交付を受けた全員分)
 2. 江東区パートナーシップ・ファミリーシップ届出記載事項変更届(第9号様式)
 3. 変更した事実等がわかる書類(例:住民票の写し、通称使用が分かる書類(p.4 参照)等)(※)
 4. 本人確認書類(p.4 参照)
- (※) ファミリーシップの宣誓をした親族がファミリーシップを解消する場合は不要。

受領証明書の返還(区外への転出等)

以下の場合、受領証明書等が失効するため、返還が必要となります。

1. 宣誓者の双方又は一方が区外に転出したとき
(ただし、宣誓者の一方が区内に居住し、かつ他の一方の転出理由がやむを得ない事情の場合を除く。)
2. 宣誓者の一方が死亡したとき
(ファミリーシップを継続する場合は、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度記載事項変更届(第9号様式)を提出してください。)
3. パートナーシップを解消したとき

必要書類

1. 交付済みの受領証明書・カード(交付を受けた全員分)(※)
 2. 江東区パートナーシップ・ファミリーシップ受領証明書等返還届(第10号様式)
 3. 本人確認書類(p.4 参照)
- (※)紛失等で用意できない場合、事前に連絡いただくか、予約の際にお申し出ください。

受領証明書の取り消し

以下の場合、受領証明書等の交付を取り消します。

なお、取り消した場合、宣誓した方に対しその旨を通知するとともに、交付番号を公表し、受領証明書等の返還を請求します。

1. 虚偽の申請や、その他不正な手段により受領証明書等の交付または再交付を受けたとき。
2. 受領証明書等を改ざんしたとき。
3. 住所や氏名(通称名を含む)等、記載事項の変更が必要になったにもかかわらず、手続きを相当の期間内に提出しなかったとき。
4. 区内に転入予定の状態で宣誓をしたが、届出から3か月を経過しても区内に転入しなかったとき。

定期連絡について

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受領証明書をお持ちの方について、1年に1度、定期的に連絡し、現況の確認を行います。

- 毎年11月に行います。
- メールでご案内をお送りしますので、オンラインフォームでご回答ください。
- お二人それぞれにお送りしますので、**必ず各自でご回答ください。**
(一方のご回答のみでは確認完了とみなすことができません。)

※ 2年連続で確認が取れない場合、受領証明書等が失効することがあります。必ずご回答ください。

※ 確認は原則としてメールで行います。メールアドレスに変更があった場合は速やかにご連絡ください。

【連絡先】

・電話: 03-3647-1163(平日9時~17時)

・メール: koto-ps-fs@city.koto.lg.jp

・メールの場合、件名は空欄にしないでください(空欄の場合、受信できません)。

・本文中にお名前、交付番号を明記してください。

Q&A

Q 婚姻制度とはどのように違いますか。

- A 婚姻は法律に基づくものであり、相続や扶養など、法律上の権利や義務が発生します。一方、本制度は、「江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例」に基づく、婚姻制度とは別のものとして構築された制度です。そのため、上記のような法律上の効果は発生せず、届出により住民票や戸籍の記載が変更されるものではありません。
- ※外国人の方の住民票への通称記載は、別途手続きが必要です。

Q 費用は掛かりますか。

- A 届出および受領証明書・受領証明カードの交付に費用は発生しませんが、必要書類(公正証書等)の作成・取得には、所定の手数料等が必要です。
- また、江東区に転入予定の方が宣誓を行った場合で、区内に転居したことを示す書類(住民票等)を後日郵送する場合や、受領証明書等の記載事項変更や返還手続き等で郵送によるお手続きを行う場合、郵送にかかる費用をご負担いただきます。

Q 通称名は使用できますか。

- A 使用できます。詳細は、p.4 をご確認ください。

Q 同性の二人でしか届出できないのですか。

- A 性別等にかかわらず届出することができます。

Q 郵送でも届出できますか。

- A 宣誓の届出は、本人確認や、お二人の意思を確認するため、代理人や郵送での手続きはできません。届出された方お二人でお越しください。
- その後の手続き(記載事項の変更や返還等。p.7~8 に掲載)は郵送でも受け付けます。なお、郵送料は個人負担となりますので、予めご了承ください。詳細は、p.7 をご確認ください。

Q 受領証明書等に記載される日付はいつのものですか。

- A 届出日が記載されます。ただし、双方または一方が転入予定の方が届出をした場合は、江東区に転入後、住民票等を提出し、受領証明書等が交付された日となります。

Q 受領証明書等はどこで利用できますか。

- A 区や都が実施する制度でご利用いただけるものは、区のホームページ上に掲載しています。
以下のリンクもしくは右記の二次元コードからご確認ください。
<https://www.city.koto.lg.jp/058800/partnership/about.html>
なお、民間事業者によるサービスについては、各事業者にお問い合わせください。



Q 直筆での署名が難しいのですが、代筆は可能ですか。

- A 可能です。ご希望の場合は、予約時にお伝えください。

Q すでにパートナーシップ宣誓を行っていますが、ファミリーシップの宣誓を追加することはできますか。

- A 新たにファミリーシップ宣誓の届出をしていただく必要があります。p.2の流れに沿って手続きを行ってください。
※ パートナーシップ宣誓の届出を行ってから 3 か月以内にファミリーシップ宣誓を行う場合は、江東区ファミリーシップ宣誓書(第 2 号様式)・江東区ファミリーシップ宣誓書に関する同意書(第 3 号様式)のみをご提出ください(郵送提出可)。3 か月以上経過した場合、必要書類をご準備の上で来所による届出が必要です。
詳しくは、お問い合わせください。

Q 養子縁組をしています。届出できますか。

- A パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合、届出できます。

**Q ・江東区外に転出するときはどうすればいいですか。
・パートナーシップ関係を解消したときはどうすればいいですか。**

- A 返還届の提出とともに、受領証明書等を返還する必要があります。詳しくは、p.8 をご確認ください。

Q メールアドレスや電話番号が変更になりました。連絡は必要ですか。

- A 必要です。メールアドレスや電話番号に変更があった際には、以下にご連絡をお願いします。
・電 話: 03-3647-1163(平日 9 時~17 時)
・メール: koto-ps-fs@city.koto.lg.jp
メールの場合、件名は空欄にしないでください(受信できません)。
また、本文中にお名前、交付番号を明記してください。
なお、住所や氏名(通称名含む)等の変更は、別途届出が必要です。詳細は、p.7 をご確認ください。

江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 利用の手引き

第2版

令和7年7月 発行

江東区 総務部 人権推進課 男女共同参画係

〒135-0011 江東区扇橋 3-22-2 パルシティ江東 2階

TEL: 03-3647-1163 / FAX: 03-5683-0340

Mail: koto-ps-fs@city.koto.lg.jp

受付時間: 平日午前9時～午後5時(年末年始を除く)

※毎月第2・4月曜日は施設休館日のため、窓口受付は行っていません。